ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南(I期地区) 風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年11月7日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)折爪岳南(I期地区)風力発電事業環境影響評価準備書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

## (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

• 場 所 : 岩手県九戸郡九戸村、二戸郡一戸町、二戸市

原動力の種類 : 風力(陸上)

• 出 力 : 5 2, 800kW未満(3, 200~3, 400kW級×最大16

基設置)

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続

## <計画段階環境配慮書>

計	画段	階	環	境 配	慮	書	受	理	平成27年 7月21日
環	境	大	臣	意	見	1	受	理	平成27年10月 9日
経	済 궑	業	大	臣	意	見	発	出	平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日

## く環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 2月15日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成28年 4月21日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	平成28年 7月15日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 8月 5日

## <環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年 2月28日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成29年 5月 1日
岩 手 県 知 事 意 見 受 理	平成29年 8月30日
環境 大臣意見受理	平成29年 9月19日
経済産業大臣勧告発出	平成29年11月 7日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松井 電 話:03-3501-1742(直通) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南(I期地区) 風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

### 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ①事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ②上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③事後調査及び環境保全措置に位置付けられている環境監視等により、本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④本事業の対象事業実施区域の周辺において、本事業者により計画中の他の風力 発電所との累積的な影響が懸念されるため、地域全体で効果的な環境保全措置 を講ずることで、環境影響を回避又は極力低減すること。

# 2. 各論

### (1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の近隣には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、既に本事業者がその実施の必要性を認識している影響が懸念される天候、季節及び時間帯の一部風力発電設備の稼働停止等により、風車の影による生活環境への影響を極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類及び渡り鳥の生息が確認されているため、これらの重要な鳥類に対する重大な影響を可能な限り回避又は極力低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を実施すること。

また、バードストライクに関する事後調査において、重要な鳥類の衝突等 重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード 塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追 加的な環境保全措置を講ずること。 併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事後の確認・報告、連絡体制、原因の究明、防止措置、死骸・傷病個体への対応等を定めて実施すること。

## (3) 昆虫類に対する影響

ヒメボタル等の希少な昆虫類については、直接改変による生息環境の変化の可能性が予測されることから、専門家等の助言を踏まえ、生息状況の詳細な把握に努め、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずること。

# (4) 景観に対する影響

対象事業実施区域に隣接する折爪馬仙峡県立自然公園特別地域の主要な眺望点である折爪岳の展望台から眺望する場合の景観について、風力発電設備の存在に伴う影響が懸念される。

そのため、当該自然公園の管理者と調整・協議を行うとともに、その結果 を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより、景観に対する環境影響 を回避又は極力低減すること。

### (5)土地の改変に係る環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用道路の新設及び土捨て場の設置により比較的大規模な土地の改変が行われる箇所があるため、水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、擁壁等の構造物の活用等による切土量及び盛土量の発生量の最小化、道路等の切土量及び盛土量のバランス追求等により、可能な限り土地の改変を抑制すること。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)